

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年12月5日

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 吉岡 知哉

1. 調達内容

(1) 件名及び数量 令和8年度SMS(ショートメッセージ)一括送信業務(個人信用情報機関への登録の予告等)一式

(2) 件名の特質等 仕様書による。

(3) 履行期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで
詳細は仕様書による。

(4) 履行場所 受託業者内

(5) その他詳細は入札説明書及び仕様書による。

2. 入札参加資格

本件の一般競争入札に参加できる者は、以下の条件をすべて満たしている者とする。

(1) 令和7・8・9年度の文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、令和7年3月31日付号外政府調達第57号の官報の競争参加資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 本機構理事長から取引停止を受けている期間中でないこと。

(4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)に規定するところの暴力団員及びその構成員、準構成員又はその関係者でないこと。

(5) 個人情報の取り扱いについて、適切な保護措置を講ずる体制(プライバシーマークの認定を受けている等)を整備しており、その証明ができること。

(6) 情報セキュリティに関する第三者認証として、情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001(ISMS認証))を取得していること。

(7) 令和3年度以降に、携帯電話番号の使用状況調査を行った携帯電話へのSMS一括送信を1日あたり60,000件以上実施する業務を請け負った実績が1件以上あり、その実績を客観的に証明する書類(契約書、請求書、報告書いずれかに該当する写し、又は確約書)を提出できること。

(8) SMS一括送信が可能(通信規制による通数制限を受けない)であり、かつ、通信設備やサービスがオンプレ(on-premises:サーバやネットワークを自社内で保有・運用している状態)であること。また、機構の情報を取り扱う場所が国内法以外の法令及び規制が適用されないこと。なお、やむを得ずクラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスの利用に関する書類の提出ができること。

3. 入札手続等

(1) 担当部署
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
独立行政法人日本学生支援機構財務部経理課契約係 Tel 03-6743-6022

(2) 入札説明書等の配付方法
本公告の日から令和7年12月19日(金)までに、本機構ホームページからダウンロードすること。
ダウンロードにはパスワードが必要なため、令和7年12月19日(金)午後5時までに、以下のとおりkeiri-k@jasso.go.jpへ依頼すること。
①電子メールの件名は「パスワード交付依頼(令和8年度SMS(ショートメッセージ)一括送信

業務(個人信用情報機関への登録の予告等)」とすること。

②電子メールの本文に、会社名、全省庁統一資格の業者コード、担当部署、担当者氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレスを記載すること。

(3) 事前提出書類の提出期限及び場所
令和8年1月8日(木)午後5時 本機構市谷事務所経理課契約係

(4) 入札・開札の日時及び場所
令和8年1月28日(水)午後3時 本機構市谷事務所内 入札室

4. 入札方法

総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金
免除。但し、落札者が契約を結ばない場合には、落札価格の5パーセントに相当する違約金を支払わなければならない。

(3) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者の入札、提出を要する書類に事実と異なる記載をした者による入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

(4) 契約書作成の要否
要。

(5) 落札者の決定方法
本機構の予定価格の範囲内で、最低の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、本機構契約事務取扱細則第16条に該当する場合は、落札者となるべき者の入札価格が不当廉価等により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、直ちに契約の相手方としないことがある。
落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定することとする。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ

(7) 本機構は独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象となっているため、提出された入札書等は本機構の保有する法人文書として開示されることがあるので予め承知の上、入札に参加すること。また、本機構が競争入札に付する案件の入札・落札情報については、本機構の契約事務取扱細則に基づきホームページ等で開示を行うので、予め承知の上入札に参加すること。

(8) 上記(7)のほかに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとなっている。
これに基づき、機構との関係に係る情報については、ホームページ等で公表を行うため、該当がある場合は、契約締結時に下記URLの様式を提出すること。
https://www.jasso.go.jp/about/procurement/nyusatsu_buppin/_icsFiles/afieldfile/2023/08/10/jyoho_kouhyou.pdf
なお、当該案件への応募又は契約の締結をもって所要の情報の機構への提供及び情報の公表に同意したものとみなすこととする。

(9) 詳細は入札説明書及び仕様書による。

以上